

都市計画法第62条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成24年7月17日 京都府告示445号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について次のとおり公告します。

平成24年 7月25日

京都市長 門川 大作

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業
3・6・179号 北泉通

2 施行者の名称

京都市

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所内

4 事業地

（1）収用の部分

京都市左京区高野泉町，松ヶ崎小竹藪町及び松ヶ崎正田町地内

（2）使用の部分

なし

（建設局道路建設部道路建設課）